

第 12 回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 15 分

2. 開催場所 笠松町役場 3 階 第 2 会議室

3. 出席委員（15 人）

議 長	10 番	近藤 秀隆
議 席	1 番	奥村 彰朗
議 席	2 番	森 とみ子
議 席	3 番	伊藤 暁
議 席	4 番	足立 幸隆
議 席	5 番	棚橋 久美子
議 席	6 番	棚橋 武
議 席	7 番	柴田 敏夫
議 席	8 番	渡邊 義一
議 席	9 番	岩村 好廣
議 席	11 番	松原 克雄
議 席	12 番	加藤 孔仁
議 席	13 番	松原 秀昭
議 席	14 番	松原 孝治
議 席	15 番	小野木 武光

4. 欠席委員

なし

5. 農業委員会事務局職員

書 記 田中 裕介

書 記 亀井 昭宏

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 17 号 農業経営改善計画に対する委員会の意見決定について

日程第 3 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 5 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 6 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 7 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	令和6年第12回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。 挨拶を述べた。 議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を4番足立委員、12番加藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。 次に、日程第2「議案第17号 農業経営改善計画に対する委員会の意見決定について」を事務局へ説明を求めた。また、出席委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の協議終了まで当該委員の退席を命じた。 (該当委員退室)
事務局	【議案第17号 朗読】 農業経営基盤強化促進法において町が策定した基本構想を目標に農業者が作成した農業経営改善計画書を市町村が認定するものであり、この計画書が認定された農業者を「認定農業者」として、地域農業の中心として置き、農地集積等を促進することも含め、各種施策を持って支援するもの。今回はその改善計画書が提出されたので、農業委員会にてご意見をいただきたい旨を説明した。
議 長	事務局からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議 長	議案第17号について、適切な計画であると認め、農業委員会としても協力していくことで異議がないか諮った。 (異議なし)
議 長	議案第17号については、適切な計画であると決定する。議案第17号についての審議が終了したため、該当委員の退席を解いた。 (該当委員入室)
議 長	次に、日程第3 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを事務局より説明を求めた。

事務局	【議案第18号 朗読】 家族間の生前贈与による所有権移転であり、申請者の情報等について説明した。
議長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	議案第18号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議長	議案第18号については、許可するものとして、続いて議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第19号 朗読】 店舗駐車場への転用申請であり、農地区分は申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第1種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
11番委員	事業拡大に伴う駐車場の拡張であり、計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	議案第19号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議長	議案第19号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ

	説明を求めた。
事務局	【報告第1号 番号1～3 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1～3の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を確認した。 (意見等なし)
議長	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 朗読】 申請事由は自己用住宅であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、昭和42年から住宅を建設済みであり、始末書が添付されていることを説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた
12番委員	計画通り施工している旨を述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第3号朗読】 申請事由は共同住宅1棟10戸であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた
12番委員	計画通りにコンクリート擁壁などを施工されれば問題ない旨述べた。

議 長	事務局の説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議 長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第12回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 9 日

議 長 近 藤 秀 隆

委 員 加 藤 弘 仁

委 員 定 立 幸 隆